

# 受動喫煙防止 マナーから

## ルールへ

**Point 1**  
**多数の人が利用する  
 全ての施設において、  
 原則屋内禁煙**

飲食店やホテル、鉄道など多数の人が利用する全ての施設は原則屋内禁煙、学校や病院、行政機関の庁舎などは原則敷地内禁煙です。  
 従来はただけでなく、加熱式たばこも、これらの場所では喫煙できません。

**Point 2**  
**喫煙室の設置には一  
 定の要件があります**

壁・天井等によって区画されている、たばこの煙を屋外に排出するための換気扇等が設置されている、喫煙室の出入り口は、室外から室内への風速が毎秒0.2メートル以上であるなど、一定要件を満たす必要があります。設置できる喫煙室は、施設の規模や類型によって異なります。

**Point 3**  
**喫煙室がある場合は  
 標識を掲示する必要  
 があります**

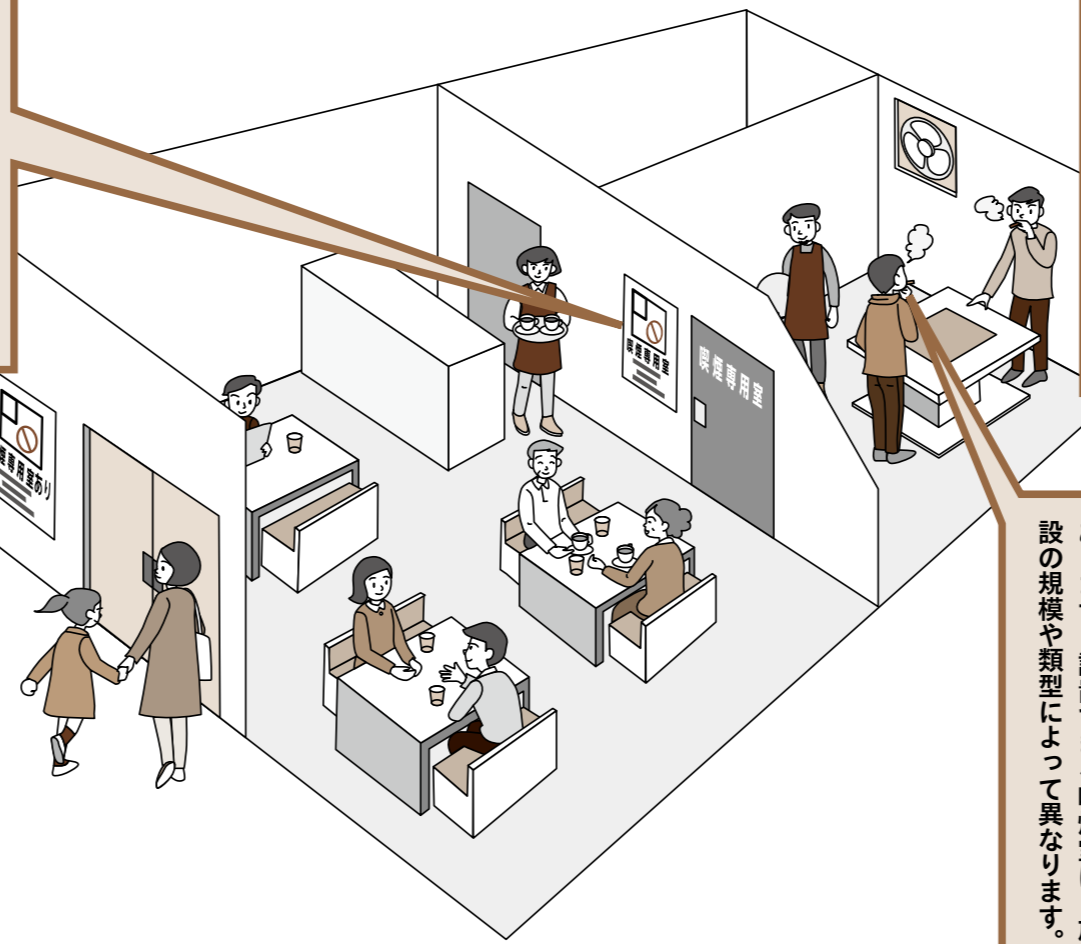
施設の主な出入り口と喫煙室の出入り口の両方に、喫煙室の分類等が分かる標識を掲示する必要があります。



▲施設に掲示する標識の例

**Point 4**  
**20歳未満は喫煙エリ  
 アへの立ち入り禁止  
 できません**

喫煙エリアには、施設の利用者のほか、従業員であっても、20歳未満の方は終日出入りすることはできません。



**喫煙室の分類**

**喫煙専用室**

- たばこを吸うことができます
- 室内での飲食等ができません
- 施設の一部に設置可能です

〈設置できる施設〉  
 事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店等

**加熱式たばこ喫煙専用室**

- 加熱式たばこを吸うことができます
- 室内で飲食等ができます
- 施設の一部に設置可能です

〈設置できる施設〉  
 事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店等

**喫煙可能室**

- たばこを吸うことができます
- 室内で飲食等ができます
- 施設の一部または全体を喫煙可能室にすることも可能です

〈設置できる施設〉  
 次の要件を満たす小規模な飲食店

- ① 令和2年4月1日時点で営業している
- ② 資本金または出資の総額が5,000万円以下
- ③ 客席面積が100平方メートル以下

**喫煙目的室**

- たばこを吸うことができます
- 室内で軽飲食ができます
- 施設の一部または全体を喫煙目的室にすることも可能です

〈設置できる施設〉  
 たばこの販売許可があり喫煙を主目的とするバー・スナック等、店内で喫煙可能なたばこ販売店、公衆喫煙所

望まない受動喫煙から健康を守るために

「受動喫煙」とは、本人がたばこを吸っていないにもかかわらず他の人が吸っているたばこからの煙を吸い込んでしまうことで、たばこの煙に含まれるニコチンやタール等の有害物質により、肺がん、脳卒中中等のリスクが高まり、吸わない人の健康にも影響を及ぼします。全国で年間約1万5千人が、受動喫煙の影響がなければこれらの疾患で亡くなることなくたばこを推計されています。ほかにも呼吸機能低下や胎児の発達の遅れ等、さまざまな病気・症状との因果関係を持つ可能性があるとされています。

こうしたたばこによる健康への悪影響を防ぐため、健康増進法が改正され、4月から受動喫煙を無くすための取り組みが義務化されました。「望まない受動喫煙をなくす」「健康への影響が大きい子どもや患者等に特に配慮する」「施設の類型・場所ごとに対策を実施」の3つの基本的考え方に基づき、飲食店や宿泊施設等の多数の人が利用する施設で原則屋内禁煙となります。屋内に喫煙スペースを設けるには基準を満たす専用の喫煙室が必要となり、入り口には標識の掲示が義務付けられます。

違反すると50万円以下の過料等罰則の対象となることもあります。また、20歳未満の人は喫煙エリアへの立ち入りが禁止となります。

**社会全体で受動喫煙防止のまちづくりを**

本市ではこれまで、法律の改正に先駆けて、市立学校や市立病院の敷地内禁煙を実施し、平成26年に「仙台市受動喫煙防止対策ガイドライン」を定めるなど、受動喫煙防止対策を進めてきました。今回の法改正に合わせて、ガイドラインも一部改訂。受動喫煙による健康被害の防止という疾病予防の観点から、これまでの取り組みを継続して、市立施設の禁煙推進など、受動喫煙防止の環境づくりに取り組んでいきます。また、成人の喫煙率減少を目指し、健康相談や禁煙外来（禁煙治療実施医療機関）の紹介など、たばこをやめたい方を支援。次世代の健康を守るため、学校や家庭と連携し、未成年者の喫煙防止の取り組みや妊産婦の禁煙支援などの啓発も引き続き行っていく予定です。

健康で快適に過ごすことができ、まちづくりのため、喫煙マナーやたばこによる健康影響について認識を深め、社会全体で受動喫煙防止に取り組みましょう。

**「副流煙」に潜む、さまざまな健康影響**

たばこの煙に含まれる有害物質や約70種類の発がん性物質の大半は、たばこを吸う人が吸い込む「主流煙」よりも、周囲の人たちが吸い込む「副流煙」に多く含まれていることが分かっています。

▼主流煙と比較による副流煙に含まれる有害物質の割合

タール (発がん物質。肺の機能低下の原因に)	1	最大10.1
ニコチン (心拍数増加、血圧上昇の原因に。依存性有り)	1	最大19.6
一酸化炭素 (息切れ、動脈硬化の原因に)	1	最大21.4

■ 主流煙 ■ 副流煙

▼受動喫煙により発症リスクが高まる病気等

- 脳卒中
- 臭気 鼻への刺激感
- (小児) ぜんそくの既往
- 肺がん
- 虚血性心疾患
- (妊娠・出産) 乳幼児突然死症候群

この特集に関するお問い合わせは、健康政策課 ☎214・8198、FAX214・4446